御浜町福祉医療費助成対象者のみなさまへ

令和７年９月受診分から、窓口無料化(現物給付)の年齢が１８歳到達年度末までになりました。

【対象医療機関等：三重県内および新宮市内の医科、歯科、調剤薬局 】

※窓口無料化に対応していない医療機関等がありますので、別紙の一覧表や、町ホームページでご確認ください。

これまで、未就学児（６歳到達年度末まで）のこどもの医療費について、三重県内および新宮市内の医療機関等窓口で支払いをせずその場で助成を受けることができる窓口無料化（現物給付）を実施しておりましたが、**令和７年９月受診分から対象年齢を拡大し、１８歳到達年度末までのこどもが窓口無料化の対象**になりました。

病院に行くときは・・・

次の**２つ**を持って病院を受診してください。

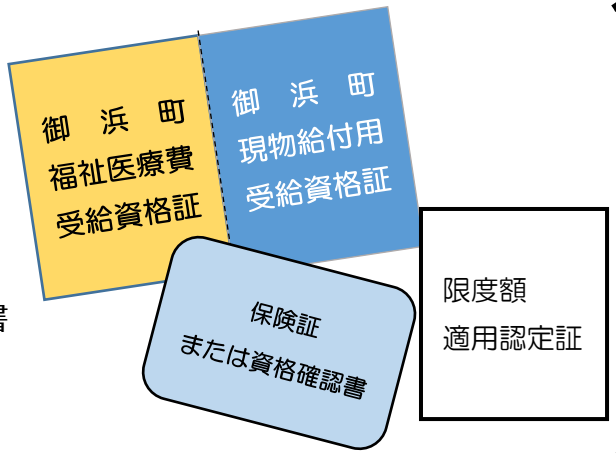
※毎回提示が必要です

・福祉医療費受給資格証

・保険証（マイナ保険証）または資格確認書

医療費が高額になりそうなときは・・・

・限度額適用認定証（**国民健康保険加入者**のみ）



○この場合は窓口無料になりません

・三重県および新宮市以外の医療機関等を受診したとき。
　または窓口無料化に対応していない医療機関等を受診したとき
　※窓口無料化の制度をご利用できない場合は、従来通りの償還払い方式で助成します。
・現物給付用の受給資格証と保険資格が証明できるものを窓口で提示しなかったとき
・限度額適用認定証を窓口で提示しなかったとき（**国民健康保険加入者**のみ）
　※国民健康保険では、高額療養費に該当する際には所得区分で算定することが定められているため、限度額摘要認定証の提示がない場合は、償還払いとなります。

○医療費助成の対象にならないもの

・保険適用外のものや入院時の食事代や差額ベッド代
・幼稚園、保育所、学校でのケガ等、日本スポーツ振興センター災害共済の給付対象となるもの
・交通事故など第三者行為による治療

※お願い※

・町外へ転出する場合は、受給資格証を速やかに返還してください。
・受給者の健康保険証が変更になっている場合は、新しい保険証を持って、御浜町役場健康福祉課で手続きを行ってください。受給資格証の記載内容に変更が生じた場合も変更手続きをお願いします。